

貨物自動車運送事業に係る原価構造の実態調査支援事業 要綱  
(適正原価の設定に向けた書面調査に係る助成)

令和8年1月23日  
一般社団法人 埼玉県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、令和7年6月に成立された貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和7年法律第60号）において規定された「運賃及び料金に係る適正原価」（第9条の2）に係る国土交通省が定める貨物自動車運送事業に係る運賃及び料金について、国土交通省が貨物自動車運送事業の適正な運営を図るための原価を定めるにあたり実施する全ての貨物自動車運送事業者に対する調査について、会員事業者が遅滞なく報告することを支援することを目的とし、回答書作成費用の一部を予算の範囲で助成することとする。

(助成対象調査)

第2条 国土交通省が実施する貨物自動車運送事業法第60条第1項及び貨物自動車運送事業報告規則第3条に基づき臨時の報告を求めるものとして実施した適正原価に関する実態調査について、税理士、社会保険労務士、又は行政書士等（以下「税理士等」という）に調査票の一部又は全部の作成支援を依頼し、報告期日までに報告を完了したものを対象とする。

(受講料の助成額)

第3条 会員が税理士等に調査票の作成支援について支払った費用の1/2、ただし上限2万円を助成する。また、支払った費用を上限とする。なお、営業所、車型が複数あり調査票が複数になる場合は、別途5,000円を助成する。

(申込み)

第4条 助成金の交付を受けようとする会員は、別紙1の申請書並びに別紙2の宣誓書に協会が規定する挙証書類を添えて3月6日までに申請するものとする。

(助成金の返還)

第5条 助成金申請について、報告を完了していないことが判明した場合には、助成金を交付しない。なお、既に助成金を交付した場合には返還を求めることができることとする。

(その他)

第6条 この実施要綱に定めるもののほか、その運用上必要な場合には別に定めるものとする。

(附則)

本要綱は、令和8年1月23日より適用する。